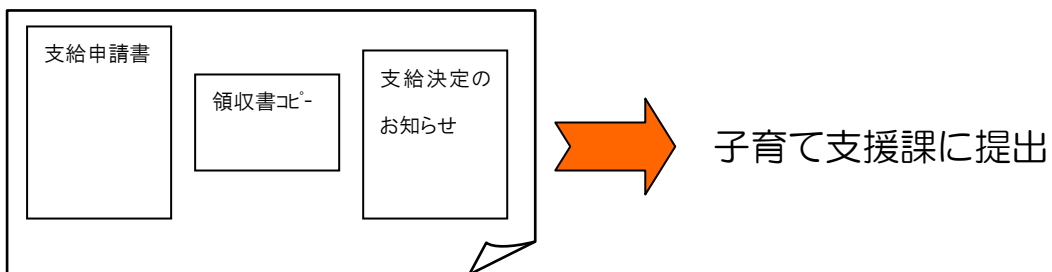


保険診療分の医療費を10割支払った場合の手続きについて

健康保険証を忘れて窓口で医療費を10割支払った場合や、装具や治療用眼鏡を作り、いったん10割すべてを支払った場合は、子ども医療費の申請の前に、加入健康保険組合に7割分もしくは8割分の請求をしていただく必要があります。下記をご参照のうえ、お手続きをお願いいたします。

* 文京区国民健康保険以外（組合健保、共済等）に加入している場合 *

- ① 領収書のコピーをとる。
装具や治療用眼鏡を作成した場合は、医師の診断書等のコピーも必要です。
- ② 加入健康保険に療養費の請求をする。
10割の医療費のうち、7割もしくは8割を返金してもらうための手続きです。療養費の請求には、領収書の原本が必要です。その他必要書類に関しては、各加入健康保険にお問い合わせください。
- ③ 加入健康保険より、支給決定のお知らせが届く。
10割支払った医療費に対して保険が適用されたことを証明する書類です。加入健康保険から通知が発行されない場合は、子育て支援課までお問い合わせください。
- ④ 子育て支援課に支給申請をする。
①の領収書コピー、③の支給決定のお知らせ、及び支給申請書を提出ください。支給申請書は、シビックセンター5階子育て支援課窓口に置いてあるほか、文京区のホームページからダウンロードすることもできます。お電話でのお取り寄せもご利用いただけます。



※郵送でご提出される場合は、郵便事故防止のため、配達記録郵便等のご利用をお勧めします

- ⑤ 子育て支援課から、指定口座に入金。
書類を審査し、不備等がなければ、2ヶ月程度で指定口座に入金します。

* 文京区国民健康保険に加入している場合 *

文京区国民健康保険に加入されている場合は、シビックセンター11階国保年金課国保給付係にて療養費の請求をしてください。子育て支援課には、領収書コピー、支給決定のお知らせを提出する必要はありません。支給申請書のみご提出ください。